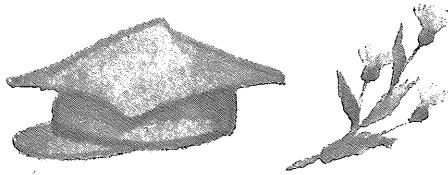


大学入試の歴史（第29回）

推薦入学制度の公認



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

推薦入学制度の公認

現今では、推薦入学という大学入学者選抜方式は、学力検査に次ぐ有力な方式として広範に普及している。文部省がこの推薦入学を公認したのは、1967（昭和42）年度からであった。すなわち、1966年5月に公表された67年度の『大学入学者選抜実施要項』が選抜方法の一つとして、「入学定員の一部について、学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法によることもできる」と明記したのがその始まりであった。*

*1966年度入試に際して文部省は、調査書重視の観点から、調査書の成績概評Aに属する生徒のうちとくに成績優秀な者についてはⒶと標示して推薦させ、また志望する学部、学科に対する適性がすぐれている生徒については備考欄にその旨を記入して推薦させることを大学は高等学校に希望できる、という方法を公認した。「その結果、37の大学がこの推薦を希望し、うち13の大学はこの推薦に基づいて学力検査を免除して入学者を選抜する方法をとった。また、このⒶおよび適性の他に大学が推薦要件を具体的に定めて推薦入学の方法をとった大学が18あった」といわれる（『大学資料』第20号、1966年7月）。

大学には、この方法を実施するについては事前に文部省と協議することが要請されていた。文

部省は、この時期には推薦入学にはまだひじょうに慎重だったのである。

この1966年を推薦入学制度公認の始まりとする場合もあるが、本稿では、大学側が独自の判断で実施し得ることになった1967年を推薦制公認の始まりとした。

ところで、推薦入学の方法も近年著しく多様化しているため、推薦入学をひとくちに定義することは意外にむつかしい。一般には、出身学校長の推薦のあることを出願の条件とし、その推薦と調査書とをおもな資料として入学者を選抜する方法をいう。^{*}いわゆる現役に限るのか・浪人可なのか、在学中の成績の水準、特技の有無など、出願資格すなわち推薦の最低条件が予め公表されているのがふつうである。選抜に供される資料も多様である。推薦状と調査書（＝学業成績等の証明書）のみを資料とする場合もあるが、面接試験を併用する場合が多い。通常の入試としての学力検査は課さないのが普通だが、一般入試とは別個の学力検査を課す場合もある。とくに1979年に共通第一次学力試験の制度が導入されて以後の国公立大学の推薦入学では、共通第一次試験の受験を要件とする場合と要しない場合とがある。

*最近は愛知大学（1989年6月10日付『朝日新聞』）、大阪市立大学経済学部（『大学進学研究』

通巻63号、1989年9月)など、出身学校長の推薦を要しない「自己推薦入試」と称する方式を採用する大学も現れている。ここでは、この種の方式も推薦入学のなかにふくめて考えることとする。

なお私立大学では、同一の学校法人あるいは同一系列の学校法人が経営する高等学校卒業者の一部又は全部を優先的に入学させていている。これは入学者選抜の方法という点からみれば明らかに推薦入学の一種といえる。この方法は、恐らく新制大学の発足当初から実施されていたとおもわれる。ここには高校——大学の接続関係という点からみると興味ある問題がふくまれているが、公表資料を見出すことが困難であり、「推薦入学」というときには除外していることが多いので、本稿でも割愛することとする。

なお私立大学の一部には、昨今は事情が変わったようであるが、古くから、野球など特定のスポーツに優れた技量をもつ者を優先的に入学させる制度をもつ大学があった。半ば公然化していたとはいえ、学生募集要項等に公表されていなかったし、実情をつかみにくいこれらの入学者選抜方法についても、本稿では原則として考察の対象から除外する。*

*ただし昨今は、「一芸に秀でたもの」を推薦の条件とする大学もあり、この方法によって有能なスポーツ選手が公然と入学できる大学も現れている。

推薦入学制度の前史

戦前には、今日の推薦入学に相当する入学者選抜方法を無試験検定入試と称していた(これに対して、学力検査中心の選抜方法を試験検定入試と称した)。無試験検定入試では、同一学校在学中の第3、4学年の成績上位から〇分の一以内、最終学年の成績上位〇分の一以内という

要件を満たしている者で出身学校長の推薦ある者につき、口頭試問及び身体検査(場合によってはさらに、かんたんな筆記試験をくわえることもあった)を行って入学者を選抜した。無試験検定による選抜で入学させる定員枠は、入学定員のごく一部に限るのが普通であった。*

*盛岡高等農林学校は1928(昭和3)年から1940(昭和15)年まで、横浜高等工業学校は1928年から1931年まで、試験検定を全廃し、入学者全員を無試験検定で採用した。官立の高校・専門学校で全員を無試験検定で入学させたことがあるのは、この2校のみであった。

旧制高校が無試験検定入試を併用したのは、1910(明治43)年から18(大正7)年まで(一高、三高は1913年まで)の9年間のみであった(本連載第4回参照)。

これに対して官立実業専門学校では、長期にわたって無試験検定を併用した学校が多かった。高等商業学校についていえば、1929(昭和4)年から1943年まで、全校が無試験検定を併用していた。高等農業学校も、1928年から44年まで全校が無試験検定入試を併用していた。高等工業学校も、1930年代には過半の学校が無試験検定入試を併用していた。

第二次大戦最末期の1945年の官立学校入試は、まず調査書による第一段選抜を行い、ついで文部省が学校種別に出題した統一問題による学力検査を課すという特別な方式で行われたから、無試験検定は実施されなかつたとおもわれる(資料が欠け、確認できない)。敗戦後の1947年2月20日には、文部省の告示(第20号)により、無試験検定入試は、たとえ学則にうたつあっても実施できないとされた。

このほか、本連載第9回(本誌第46号)に略説したように、東京女高師および奈良女高師は

ある時期までそれぞれ独特の推薦制を採用していた。

また推薦入学の歴史のうえではやや特異なケースであったが、1939(昭和14)年に始まった実業学校卒業者の上級学校進学制限の一環として、1941年度からは学校長の推薦書添付が出願の条件とされるに至った。この進学制限とそれにともなう推薦書添付方式は1946年度から廃止された(『入学試験制度史研究』269ページ)。

いずれにせよ、推薦入学は、人物・学業成績に関する出身学校長の推挙を基本として、人物・学業成績の優秀な者を集めることに主眼がおかれていたといえる。

推薦入学の公認以前

新制大学入試では、発足後しばらくの間、推薦入学は行われなかった。文部省の『大学入学者選抜実施要項』が明文をもって推薦入学を禁じていたわけではなかった。しかし、推薦入学という選抜方法に併用されることの多い面接試験(戦前の口頭試問)を、公正を損うおそれがあるという理由で文部省が全面的に禁止していたことは、実質的に推薦入学禁止の効果を發揮していたといえよう。

*戦前の高校・専門学校入試の口頭試問は、1930年代半ば以降、次第に思想調査の色彩を濃くしていた。

文部省の『大学入学者選抜実施要項』は、1955(昭和30)年度入試から、大学・学部の事情によっては面接を実施してもよい、といわば消極的に面接試験を解禁した。これ以後実際に面接試験を併用したのは、ごく一部の私立大学のみであった如くであるが、実情は不明である。

しかし推薦入学は、文部省が公認する以前から一部の大学で実施されていたようである。た

推薦入学の判定資料(1958年)

推薦入学の判定資料	
書類*	9校
書類・面接	7
書類・面接・体検	5
書類・テスト	1
不明	11
計	33

*9校中5校は、一般入試で面接を実施している。
『全国大学受験年鑑』1958年1月、による。

とえば『螢雪時代』1958年1月臨時増刊『全国大学受験年鑑』は、「高等学校在学中の成績が優秀で、学校長の推薦状のある者に対して、学科試験を行わずに書類審査等で合否を決定する制度」をもつ大学33校を紹介している。いずれも私立大学であった。毎年の『全国大学受験年鑑』の解説記事が推薦入学に関する記事を特記したのはこの年が初めてであったが、いくつかの大学は恐らくこれ以前から推薦入学を実施していたものと推測される。

1958年の推薦入学において判定に供された資料は、『全国大学受験年鑑』の記事により整理すると表の如くで、書類選考と面接との併用が圧倒的に多かった(たんに「書類選考」とある大学でも、一般入試に面接を実施している大学が多いので、実際にはほとんどの大学が書類選考と面接を併用していたと考えられる)。学力検査の併用を明記していたのは1校(京都女子大)のみであった。またこの記事では出願資格要件の記載のない大学が多いが、判明する限りでは、いわゆる現役に限定する大学が多く、過年度卒の出願を認めていたのは6校に過ぎなかった。また、「キリスト教主義の高校の推薦、都道府県教委の推薦」(国際基督教大)、「出願は県内高校

に限る」(熊本商科大) という大学があった。

翌1959年には、『全国大学受験年鑑』(1959年1月)によると、公立の高崎経済大学が推薦入学を実施したことが知られる。選抜方法は不明。同誌の記事から推測すると、これが公立大の推薦入学の最初である。1960年代に入ると(いつ始めたか確認できないが)、公立の都留文科大学も推薦入学を実施し始めた。1964年に発足した芦屋大学は、創立当初から全員を面接をふくむ推薦入学の方法で選抜している。

国立大学では、群馬大学工学部が1966年に初めて推薦入学を実施したことが知られる。この年の推薦入学の実施方法については冒頭にのべた。

推薦入学の公認

本号の冒頭にのべたように、文部省は1967年度入試から推薦入学制度を公認した。これまで一貫して慎重だった姿勢を転換させた理由を、文部省は次のように説明していた(大学課「昭和42年度大学入学者選抜について」『大学資料』第20号、1966年7月)。

「現在の入学者選抜に関しては、一部の大学への志願者の集中によりもたらされる入学難、1回限りの学力検査による選抜の合理性についての疑問、学力検査偏重による過度の受験準備教育の弊害などについて批判のあるところである。これらは、単に選抜方法の改善だけでは解決できない面を含んでいるが、選抜方法自体について、これらの問題点の解決のための方法を検討した結果、高等学校在学中3年間の学習成績、性格、行動等の記録を選抜のための資料として重視することが、問題点解決の一助となり得るとの判断に基づいて採用されたも

のである。」

「この推薦入学の方法が、選抜に合理性をもたせ、眞に大学教育を受けるにふさわしい能力と素質を有する者を選抜するばかりではなく、高等学校における学習活動によりよい刺戟を与え、より充実したものとする効果をも併せ發揮することを期待したい。」

推薦入学制度が公認されると、従来から実施していた私立大学で推薦入学を併用する大学が増加したことは勿論であったが、僅かにせよ国立大学でもこれを併用する大学が現れるようになった。すなわち、推薦入学が公式に容認された初年度(1967年)には、国立大学では、前年末の群馬大工学部のほかに北見工大、室蘭工大二部、東京農工大工(製糸学科)の3校が加わり、計4校が推薦入学を実施した。公立大では、従来から実施してきた都留文科大学のほかに神戸商大が実施したので計2校となった。私立大学の推薦入学実施校は45校にのぼった(『螢雪時代』1967年11月号、135ページ)。翌68年には、推薦入学を実施する大学は、香川大農学部、九州芸術工科大学が加わって6校となった。

公認3年目の1969年に推薦入学を実施した大学は、国立ではさらに鳥取大学農学部、福岡教育大学が加わって8校となり、公立では2校、私立では97校となった(『螢雪時代』1968年11月号、123ページ)。しかし、この数字は、大学数でみて、国立大学75校の11%、公立大学34校の6%、私立大学270校の36%であり、多くの国・公立大学は推薦入学制にはなお慎重であり、あえていえば公平原則に呪縛されていることをしめていた。